

小児慢性特定疾病通院費助成事業について

1 目的

小児慢性特定疾病事業は、国の定めた子どもの慢性疾患（16疾患群 788 疾病）により、長期に高額な医療が必要となる児童に対し、指定医療機関での医療費等の一部を助成する制度である。対象児童は、専門的な治療や検査を受けるために遠方の医療機関を受診することが多いことから、安心して治療を継続できるよう、通院（交通）費の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。

2 内容

- ① 対象者：八戸市に住所を有し、八戸市小児慢性特定疾病医療費受給者証（有効期限内のもの）の交付を受けた児童

[参考] 八戸市小児慢性特定疾病医療費受給者数 196人
(令和6年3月31日現在)

- ② 助成額：遠方の指定医療機関を受診した場合、その所在地に応じて、往復1回あたりの通院費を助成 ※特別な事情により片道での助成も可能

【通院費の助成額単価】

指定医療機関の所在地	往復(片道)1回あたり
A 地域 青森市	4,000円 (2,000円)
B 地域 弘前市、岩手県、秋田県	6,000円 (3,000円)
C 地域 宮城県、山形県、福島県、北海道	10,000円 (5,000円)
D 地域 A～C以外の地域（東京都、神奈川県、大阪府等）	17,000円 (8,500円)

- ③ 助成回数：対象者1人につき往復1回（令和6年10月1日～7年3月31日）

- ④ 申請方法：受診した年度の3月末までに、八戸市総合保健センターにある窓口または郵送により申請

3 所要額

事業費（令和6年度）：1,000千円 市単独事業

4 実施時期

令和6年10月1日以降の通院費から助成